

日時・場所	令和2年5月7日（木）8時45分～ 第1委員会室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・大型連休はあと2日あるが、一応の区切りとなった。国では、連休中の4日に緊急事態宣言を5月末まで延長された。健康はもとより、子育て、教育、社会、経済のあらゆる所に影響が及んでおり、様々な取り組みがされている。取り組みをやることは大事だが、効果をきちんと得るようにしていかないと、良い結果は出て来ない。効果的な対策を行う必要があるので、そこはきちんと位置付け、見通しを持って取り組んでもらいたい。  
国はスケジュールがギリギリであるため、県内の市町でも連休中に本部会議を開いているようである。本市では当初から今日の午後に本部会議の開催を予定していたため、その場で状況分析等を行う。
- ・コロナの対応だけでなく、収束した次のことも視野に入れながら、通常業務についてもきちんと位置付けて、着実に進行管理をして取り組んでもらうようお願いする。
- ・幸いにも市内では3名の感染者が出て以降、新たな感染者は発生していないが、気を抜くと色々な事態が発生する恐れがあるため、職員の健康管理にも留意し、緊張感を持って取り組んでもらいたい。

## 2. 議題

### ① 新型コロナウイルス感染症対策に伴う専決補正予算について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、緊急的に予算措置が必要となったものについて、専決処分を行ったことから、その概要について報告する。正式には6月定例会で報告する。

内容としては、3月31日に専決した民間保育所に対する感染拡大防止のための消毒液購入等に係る費用補助、4月1日に専決した児童・生徒、職員への布マスク購入、4月15日に専決した飲食業者支援のための商工会への広告宣伝費への補助、4月24日に専決した3つの生活支援緊急給付金と住居確保給付金の対象拡充、5月1日に専決した特別定額給付金と子育て世代への臨時特別給付金である。

### ② 令和元年度野洲市病院事業会計予算の繰越について

新病院建設に係る実施設計の見直しの結果、面積や階層を削減する等、修正設計及びその技術支援業務に時間を要するとともに、確認申請等手続きにも日数を要し、令和元年度内の完了が困難となったことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和元年度野洲市病院事業会計予算について合計54,000千円の繰越を行うので報告する。

### ③ 令和2年第3回野洲市議会定例会提出議案（案）について

令和2年第3回定例会に報告3件、専決処分11件、補正予算3件、条例制定・改廃5件、その他1件、人事案件27件を議案として提出する。誤りや漏れがないか確認願う。

#### ④ 令和元年度野洲市水道事業会計予算繰越について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事、南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事現場管理業務委託、野洲川橋梁添架管更新工事实施設計業務委託の 3 件に係る予算の繰越を行うので報告する。

#### ⑤ 文化・スポーツ、社会教育施設の施設使用料の還付について

新型コロナウイルス感染症に伴う文化・スポーツ、社会教育施設の使用料の還付について、5 月 31 日までの使用料は休館により全額還付とする。6 月 1 日以降の使用料は休館の延長を決定された場合は全額還付、決定されていない場合は還付申請の理由が新型コロナウイルス感染症対策による場合においては理由書添付の上、全額還付とする。

#### ⑥ 全員協議会への提出事項

5 月 19 日（火）開催の全員協議会に報告事項 8 件、連絡事項 5 件を提出する。追加案件があれば早急に報告願う。

### 3. その他伝達事項

○ 前回の部長会議で指摘のあった、健康福祉部の現場での新型コロナウイルス感染症のリスクを心配する声について、その後の状況も含めて確認したので報告する。

本件については、4 月以降に窓口業務の現場から、カウンターへの衝立の設置や職員の時差出勤について要望があったことが発端となっているが、これらについては速やかに対応され既に解決されている。しかし、現場が抱える不安については、今後も個別に相談するのではなく、集約して情報を共有化しておく必要があるため、4 月 14 日に窓口業務を抱える課の所属長が集まって協議され、その結果や共有化した課題について総合調整会議において報告されたものである。このときに出された意見や課題についても、その後対応いただいている。

今後も色々な課題が出て来次第、情報を共有して解決を図っていくことが必要と考えている。  
(健康福祉部)

○ 5 月 1 日に国から発表された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、感染症拡大防止と、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るもので、実施計画を策定する地方公共団体に交付され、地方単独事業では 10/10、国庫補助事業では地方負担額に充当でき、交付限度額は約 1 億 3,700 万円である。

実施計画については、県へ 5 月 18 日までに提出する必要がある。既に実施している支援事業に充当していくが、その拡充や新規事業も検討いただきたい。対象事業は、新型コロナウイルス感染症対策に効果的なものであれば、原則として用途に制限はない。また、実施計画に挙げた事業間の流用も可能であることから、交付限度額を上回る実施計画を立てたいと考えている。なお、当該交付金の予算については、実施計画の確認と結果通知が 6 月下旬に予定されていることから、その状況を見ながら 6 月議会へ提案したいと考えている。(政策調整部)

→これまでのように、財政調整基金を使って 6 月補正予算の当初で提案し、この交付金が入ってきたら後から入れれば良いのではないかと。国を待っていては遅くなってしまふ。

総合調整会議でも説明してもらおうが、対策本部会議でも共有して必要な事業を整理し、来週の早い段階に企画調整課でまとめてもらう。時間がない中ではあるが、効果的な事業が出せるようにしてもらいたい。

→既に 6 月補正の予算書を作成しているため、状況を確認したい。

○ 特別定額給付金については、申請書作成を外部委託済みであり、11 日に納品予定となっている。しかし、申請書の封入作業について、外部委託では短期間での人材確保が難しいことから、13 日頃から職員で実施したいと考えている。現在、業務を縮小している施設の職員をはじめ、

できる限りの職員に協力いただきたく、今後、総務部より依頼する。作業場所や日程等については、報告いただいた職員へ別途連絡する。(総務部)

4. 次回部長会議の予定

5月11日(月) 8時45分～ 第1委員会室